| 事例項目 | | 補助金等交付団体の代表者の住所、役員氏名等の情報公開について |
|--------|-------------|--|
| | | <情報公開請求における一部違法との判決を受けた市の不開示決定> |
| 事例発生日等 | | 平成14(2002)年5月 |
| 担当課 | | 市長室 合併担当(当時) |
| 事例概要 | 発生までの 経過 | ①平成14(2002)年5月23日付けで市長及び教育委員会に、『「合併推進要望書」にある38団体の「代表者の連絡先(住所)、定款、役員(理事)リスト、総会・役員会(理事会)資料、議事録、市からの補助金や人員派遣のわかる資料(又はその現物)」』について、公文書の開示請求があった。②開示請求者に、上記38団体のうち28団体の代表者氏名及び住所、役員氏名、定款並びに総会資料等に関する文書について、6月11日に開示決定の通知を行った。 ③上記28団体の代表者氏名及び住所並びに消防団長を除く役員氏名については、門真市情報公開条例第6条第1号の個人情報に該当するとして、開示日である6月11日に開示決定を取り消し、6月19日付けで開示請求者に「公文書不開示決定通知書」を通知した。 ④平成14(2002)年第2回定例会(6月)において、「情報公開に対する決定通知の手続きの実態と、団体役員氏名を不開示としたことが、門真市情報公開条例に違反している」等の指摘を受けた。 【資料(2)-3-1】 ⑤8月9日、市の決定に対して、開示請求者は市を被告とし、大阪地方裁判所に83万5920円の支払いを求める損害賠償事件の訴訟を提起した。 |
| | 当時の対応 | ①平成15(2003)年7月14日に大阪地方裁判所の判決があった。 【参考1のとおり】 ②7月24日、開示請求者は判決の敗訴部分の取り消しを求めて大阪高等裁判所に控訴した。 ③7月28日、市は判決文を精査した結果、大阪高等裁判所に敗訴部分について控訴した。 ④平成16(2004)年10月14日、大阪高等裁判所の判決があった。 【参考2のとおり】 【参考1】 〇大阪地方裁判所判決 裁判においては、団体の代表者及び役員の氏名、住所については、原則「個人情報」であると認めたうえで、各団体について同条例第6条第1号ただし書きの例外開示情報に該当するかが審理された。 (判決内容)・社団法人…「公益法人の設立許可及び指導監督基準」により、代表者及び役員氏名、住所は「既に公にされている情報」のため、市の不開示決定は違法。・商工会議所…「自身のホームページ」で公開し、「慣行として公にされている情報」のため、市の不開示決定は違法。・代表者の住の団体・・代表者氏名のみは「慣行として公にされている情報」と認められるため、市の不開示決定は違法・・代表者の住所、その他の団体の受員氏名・「個人情報不開示の除外事由に該当する場合」とはいえず、また、門真市消防団はこれに該当するので、市の不開示決定は適法。・損害賠償金は20万円。 |

| 事例概要 | 当時の対応 | 【参考2】 〇大阪高等裁判所判決 (判決内容) 本開示請求が請求者の「権利の濫用」に当たるとの市の主張は認められ なかったものの、大部分は1審判決を踏襲しており、1審の原告の主張 は受け入れられなかった。ただし、慰謝料認定においては、違法行為部 分の内容・程度が追加され、損害賠償金が30万円に増額された。 |
|--------|-------------|---|
| 事例概要 | 発生までの 経過 | ①平成14(2002)年9月19日付けで市長に、「門真市が平成12(2000)年度に補助金、助成金、交付金を支出した法人の役員の氏名、住所がわかる文書」について、公文書の開示請求があった。 ②開示請求者に、門真市情報公開条例第6条第1号の個人情報に該当するとして、「公文書不開示決定通知書」を通知した。 ③平成15(2003)年7月24日、市の決定に対して、開示請求者は市を被告とし、大阪地方裁判所に50万円の支払いを求める損害賠償事件の訴訟を提起した。 |
| | 当時の対応 | ①平成16(2004)年4月22日に大阪地方裁判所の判決があった。【参考3のとおり】②5月6日、市は敗訴部分の取り消し、開示請求が請求権の濫用に当たるとして大阪高等裁判所に控訴した。③8月26日、大阪高等裁判所の判決があった。【参考4のとおり】【参考3】 〇大阪地方裁判所判決(判決内容)・公益法人の役員、氏名、住所…行政指導により、慣行として既に一般に公表されている情報である。また、同条例第6条第1号ただし書きアは、客観的に慣行として一般に公表されている状態の情報とする趣旨のものであって、市において公にする慣行があるかどうかを問うところではないので市の不開示決定は違法。・門真市土地開発公社…補助金支出団体ではないので、市の不開示決定は適法。・権利の濫用…開示された情報を公益法人の役員等の個人攻撃、不正に利用する目的があることを認めるに足りる証拠はなく、権利濫用であると解される例外的な場合にあたるとは到底いえない。・損害賠償金は15万円。【参考4】 〇大阪高等裁判所判決(判決内容) 1審判決を支持するものであり、「権利の濫用であると解される例外的場合に当たるとはいえない」と判断された。 |
| 発生原因 | | ・法解釈の認識が不十分であった。 |
| 再発防止対策 | | ・「門真市情報公開条例」及び「個人情報保護条例」の認識を深め、適切な情報公開を徹底する。 |
| 添付書類 | | 【資料(2)-3-1】…平成14(2002)年第2回定例会(6月)議事録(抜粋) |

Г